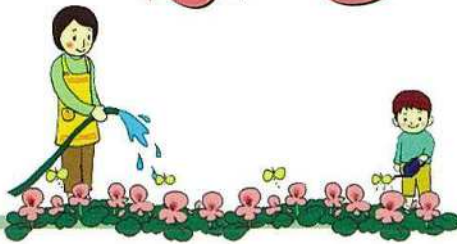


# ふるさと通信



鹿児島県土木部道路維持課 発行

令和6年4月 vol. 32



こんにちは。寒さも揺らいできた今日このごろ、いかがお過ごしでしょうか。  
サポーターのみなさまには日ごろから道路の美化活動などに取り組んでいただき、感謝申し上げます。  
今回は、ふるさとの道サポート推進事業の事業内容などについて紹介していきます。

## 1 美化活動などの経費の補助

○ 美化活動などに要した経費について、1団体当たり年間3万円を上限として、補助金の申請をすることができます。申請先は管轄の地域振興局・支庁になります。

(注) 活動年度内での申請が必要です。また、予算を上回る申請があった場合は補助金が出ないことがあることをあらかじめご了承ください。そのため、活動後は早めに申請してくださるようお願いいたします。

### ○ 補助対象経費

- 1 清掃・美化活動経費（花苗、肥料、水やりに係る消耗品（じょうろやホース等）、土（改良土）、草刈・伐採に要する機器の燃料、ゴミ袋、軍手、草刈機の替刃、鎌、ほうき、ちりとり、ゴミばさみ、一輪車、高枝切りばさみ、剪定ばさみ、のこぎり、スコップ、草刈機、熊手、ゴーグル、フェイスガード、すね当て、チェーンソーの替刃、チェーンソーオイル、レーキ、フォーク、斧、草木等搬出用資材（ひも、軽トラックシート、留め具類）、なた、鍬、ブロワー、脚立、長靴、高木の枝などの伐採に要する重機・運搬車両の燃料、施設の保守に必要な木材の購入費及び修理費）
- 2 水分補給用経費（飲料品代：参加人数×150円）
- 3 安全対策経費（セーフティコーン、のぼり旗、立て看板、作業用安全ベスト）
- 4 高木の枝などの伐採に要する重機・運搬車両のリース料、草刈機のリース料
- 5 収集した草木等の処分手数料

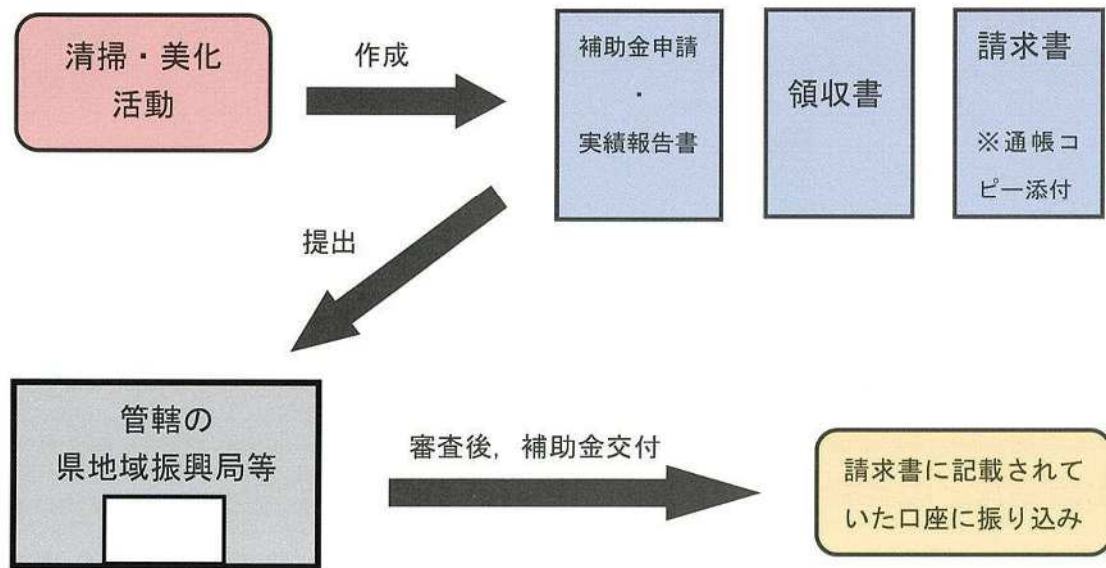
(※) 令和6年4月から「水やりに係る消耗品（じょうろやホース等）」、「土（改良土）」を追加しました。

○申請書などの様式は県のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.kagoshima.jp/ah06/infra/kotu/izikanri/furusato.html>

## ○申請の流れ

活動後、補助金申請書・実績報告書、領収書及び請求書を提出してください。  
振興局等で審査後、口座へ補助金を交付します。なお、飲料品代の領収書は不要です。



※補助金申請に当たり、御不明な点がございましたら、申請先である管轄の地域振興局・支庁へお尋ねください。

## 2 傷害保険料への助成

○ 社会福祉協議会のボランティア保険（基本タイプ・1人当たり 350 円）に加入する際に必要な保険料を助成します。詳しくは管轄の地域振興局・支庁にお尋ねください。

（※）活動団体が既に別な保険に加入していて、活動時のけがなどに対応できるものである場合は助成の対象になりません。

## 3 サインボードの設置

○ 活動団体からの申出により活動区間内に 1 基設置（原則 1 回）します。希望する場合は、管轄の地域振興局・支庁に申し出てください。

（注）予算に限りがあるため、設置するまでに時間がかかることがあります。



発行：鹿児島県土木部道路維持課管理係  
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号  
電話：099-286-3566（直通）